

花緑出張サービス事業実施要領 新旧対照表

旧	新								
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>学校等における「花育」活動を推進し、また地域、企業、市町等が実施する園芸教室や体験教室、講演会等において講師を派遣することにより、県民に花と緑のある暮らしを提案、指導し、静岡花きのPRと消費拡大を図る「花緑出張サービス」</u>（以下「<u>当該事業</u>」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>第2 <u>メニュー</u></p> <p>本事業に、<u>対象団体及び支援内容が異なる2つのメニューを設ける。</u></p> <p>(1) <u>通常枠</u></p> <p><u>当該事業による講師派遣を希望する団体に対し講師を派遣し、講師料及び講師旅費を県が負担する。</u></p> <p>(2) <u>学校枠</u></p> <p><u>当該事業による講師派遣を希望する学校に対し講師を派遣し、講師料、講師旅費及び花材代等を県が負担する。</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>学校等において行う花と緑に関する教育活動である「花育」活動や地域、企業、市町等が実施する園芸教室、講演会等に講師を派遣することにより、県民に花と緑のある暮らしの提案や指導を行うとともに静岡花きのPRと消費拡大を図る「花緑出張サービス」</u>（以下「<u>本事業</u>」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>第2 <u>事業の内容等</u></p> <p><u>本事業のメニューは、「通常枠」及び「学校枠」とする。対象団体、実施内容等は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>メニュー</u></th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">通常枠</th> <th style="text-align: center;">学校枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象団体</td> <td> <u>次のいずれかに該当する県内の団体等とする。</u> <u>(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等</u> <u>(2) 市町</u> <u>(3) 企業、事業所</u> <u>(4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体</u> <u>(5) 地域花の都推進協議会の構成団体</u> <u>(6) 地域の花づくりグループ</u> <u>(7) その他農産振興課長が必要と認めるもの</u> </td> <td> <u>次のいずれかに該当する県内の学校とする。</u> <u>(1) 小学校</u> <u>(2) 特別支援学校（小学部）</u> <u>(3) 義務教育学校（1年生から6年生）</u> <u>※ただし、過去2年度の間「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も利用していないこと</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	<u>メニュー</u>		通常枠	学校枠	対象団体	<u>次のいずれかに該当する県内の団体等とする。</u> <u>(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等</u> <u>(2) 市町</u> <u>(3) 企業、事業所</u> <u>(4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体</u> <u>(5) 地域花の都推進協議会の構成団体</u> <u>(6) 地域の花づくりグループ</u> <u>(7) その他農産振興課長が必要と認めるもの</u>	<u>次のいずれかに該当する県内の学校とする。</u> <u>(1) 小学校</u> <u>(2) 特別支援学校（小学部）</u> <u>(3) 義務教育学校（1年生から6年生）</u> <u>※ただし、過去2年度の間「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も利用していないこと</u>
区 分	<u>メニュー</u>								
	通常枠	学校枠							
対象団体	<u>次のいずれかに該当する県内の団体等とする。</u> <u>(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等</u> <u>(2) 市町</u> <u>(3) 企業、事業所</u> <u>(4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体</u> <u>(5) 地域花の都推進協議会の構成団体</u> <u>(6) 地域の花づくりグループ</u> <u>(7) その他農産振興課長が必要と認めるもの</u>	<u>次のいずれかに該当する県内の学校とする。</u> <u>(1) 小学校</u> <u>(2) 特別支援学校（小学部）</u> <u>(3) 義務教育学校（1年生から6年生）</u> <u>※ただし、過去2年度の間「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も利用していないこと</u>							

実施内容	<u>次のいずれかに該当する内容とする。</u> <u>(1) 花と緑に関する教育活動、体験教室、講演会、相談会</u> <u>(2) 園芸教室</u> <u>(3) 緑化の相談、指導</u> <u>(4) その他農産振興課長が必要と認めるもの</u> <u>※ただし、生花等植物の使用に限る。</u>	
開催方法	<u>次のいずれかに該当する方法とする。</u> <u>(1) 現地実施</u> <u>(2) リモート実施</u>	
支援費用	<u>(1) 講師料</u> <u>(2) 講師旅費</u>	<u>(1) 講師料</u> <u>(2) 講師旅費</u> <u>(3) 花材代等</u>

第3 応募方法

講師派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、花緑出張サービス申請書（以下「申請書」という。）を、農芸振興課に提出するものとする。なお、第2に掲げるメニューごとの応募については、次の表のとおりとする。

	通常枠	学校枠
申請書様式	様式第1-1号	様式第1-2号
申請書提出期限	講座実施日2週間前	講座実施日3週間前
最大申請件数	3件	1件

*学校枠を利用した学校が通常枠に申請する場合は、両枠合わせて3件までとする。

第4 講師の選定

- 講師の選定については、申請団体に属する者以外を講師とする。
- 講師は、原則として「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」から選定し、申請団体は、講師と直接連絡調整を行う。
- 原則派遣する講師の人数については、以下のとおりとする。

第3 応募方法

講師の派遣を希望する対象団体（以下「申請団体」という。）は、次の表により申請書を農産振興課に提出する。

区分	通常枠	学校枠
申請書様式	様式第1-1号	様式第1-2号
申請書提出期限	講座実施日の2週間前	講座実施日の3週間前
最大申請件数	3件	1件

*学校枠を利用した学校が通常枠を申請する場合は、両枠合わせて3件までとする。

第4 講師の選定

- 申請団体は、派遣する講師（以下、「派遣講師」という。）を選定するとともに、直接連絡調整を行う。
- 派遣講師は、申請団体に属する者以外の者とし、原則として「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」の中から選定する。

受講者人数	講師の人数
1～10名	1名
11～20名	1～2名
21～30名	1～3名

*受講者数 30 超で、4 名以上の講師派遣を希望する場合は、要相談

第5 対象団体

(1) 通常枠

ア 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等

イ 県内市町

ウ 県内企業、事業所

エ ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体

オ 地域花の都推進協議会の構成団体

カ 地域の花づくりグループ

キ その他農芸振興課長が必要と認めるもの

(2) 学校枠

ア 県内小学校、特別支援学校（小学部）、義務教育学校（1年生から6年生）

生)

ただし、過去2年度の間「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も実施していないこと

第6 対象事業

当該事業の対象とする事業は、次のいずれかの事業とする。ただし、生花等植物の使用に限る。

(1) 花と緑に関する教育活動

(2) 園芸教室

(3) 緑化の相談、指導

(4) 花と緑に関する体験教室

(5) 花と緑に関する講演会

(6) 花と緑に関する相談会

(3) 派遣講師の人数は、原則として以下のとおりとする。

受講者人数	講師の人数
1～10名	1名
11～20名	1～2名
21～30名	1～3名

*受講者人数が 30 名超であって、派遣講師を 4 名以上希望する場合は、要相談

(7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの

第7 募集及び出張期間
(略)

第8 事業の決定

農芸振興課長は、申請書の内容を審査し、第6に該当し、かつ、必要性が高く、効果が大きいと認められるものを当該事業の対象として決定する。申請団体宛てに花緑出張サービス決定通知書により通知し、講師宛てに講師の依頼書により通知する。なお、花緑出張サービス決定通知書及び講師の依頼書の様式は、次の表のとおりとする。

	通常枠	学校枠
花緑出張サービス決定通知書様式	様式第2-1号	様式第2-2号
講師の依頼書様式	様式第2-3号	

第9 実施報告

当該事業を実施した団体は、実施後7日以内に、花緑出張サービス実施報告

第5 募集及び出張期間
(略)

第6 実施内容の決定

- (1) 農産振興課長は、第3により提出された申請書について内容を審査し、第2に定める実施内容に該当し、かつ、必要性が高く、効果が大きいと認められるものを本事業の対象として決定し、その旨、申請団体に通知するとともに、派遣講師に講師を依頼する。
- (2) 決定通知書及び講師依頼書の様式は、次の表のとおりとする。

区 分	通常枠	学校枠
決定通知書様式	様式第2-1号	様式第2-2号
講師依頼書様式	様式第2-3号	

第7 実施内容の変更

- (1) 申請団体は、第6により決定した内容(会場、実施日時、講師等)に変更がある場合は、原則として実施日の1週間前までに変更申請書(様式第5号)を提出し、県の承認を得る。
- (2) 申請団体は、派遣講師を変更する場合は、第4により代替講師を選定し、代替講師との間で申請書に記載された実施内容の確認を行うとともに、その内容どおりの事業を実施する。
- (3) 申請団体は、やむを得ない事情により急遽変更が生じた場合は、速やかに県に相談する。なお、県の相談対応可能時間は次のとおりとする。

相談対応可能時間	午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日【祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く】
----------	---

- (4) 変更内容について事前連絡がなかった場合、講師料及び旅費の支払いができない場合がある。

第8 実施報告

- (1) 申請団体は、本事業の実施後7日以内に、実施報告書を農産振興課長に

書を農芸振興課長に提出する。

当該事業により派遣された講師は、実施後7日以内に、花緑出張サービス講師派遣報告書を、事業を実施した団体を経由して農芸振興課長に提出する。

なお、花緑出張サービス実施報告書及び講師派遣報告書の様式は、次の表のとおりとする。

	通常枠	学校枠
<u>花緑出張サービス実施報告書</u> 様式	様式第3-1号	様式第3-2号
<u>花緑出張サービス講師派遣報告書</u> 様式	様式第4号	

第10 講師派遣に対する支払い

県は、当該事業により派遣された講師に、講師料及び旅費を支払うものとする。

- (1) 講師料(現地実施)は、1時間につき3,000円とする。
- (2) 旅費は、講師の居住地又は勤務地から会場までに要した経費を県の旅費規程により支払うものとする。
- (3) 講師料(リモート実施)は、1時間につき6,000円とし、旅費は支払わない。

第11 花材の調達(学校枠のみ)

県は、学校枠で実施する事業で使用する花材等を、申請書に基づき調達するものとし、1申請で県が調達する花材費の上限は9万円とする。

第12 事務局

この要領に基づく事務を円滑に行うため、静岡県経済産業部農業局農芸振興課内に事務局を置く。

第13 その他

(略)

提出する。

(2) 派遣講師は、実施後7日以内に、講師派遣報告書を、申請団体を経由して農産振興課長に提出する。

(3) 実施報告書及び講師派遣報告書の様式は、次の表のとおりとする。

区分	通常枠	学校枠
実施報告書様式	様式第3-1号	様式第3-2号
講師派遣報告書様式	様式第4号	

第9 講師料等の支払い

- (1) 県は、派遣講師に対して、開催方法により講師料及び旅費を支払う。
- (2) 現地実施の場合、講師料は1時間につき3,000円とし、旅費は講師の居住地又は勤務地から会場までに要した経費を県の旅費規程に準じて支払う。
- (3) リモート実施の場合、講師料は1時間につき6,000円とし、旅費は支払わない。

第10 花材等の調達(学校枠のみ)

(1) 県は、学校枠で実施する事業で使用する花材等を、申請書に基づき調達する。

(2) 県が調達する花材代等の上限は9万円とする。

第11 事務局

この要領に基づく事務を円滑に行うため、静岡県経済産業部農業局農産振興課内に事務局を置く。

第12 その他

(略)

附則 この要領は、令和7年7月2日から施行する。